

# 業者青年の要求を大切に 青年部の輪を大きく広げる！ 第38回 県青協定期総会 開催

## 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市沼垂西3丁目  
電話(243)0141  
19年4月8日

3月31日(日)第38回県青協定期総会が三条市・三観荘で開催され、県内から24名が参加しました。

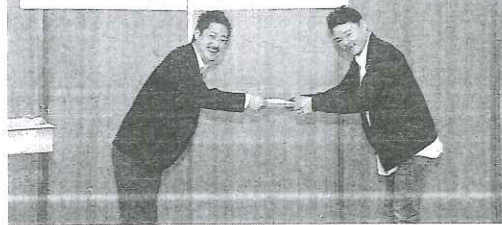
司会は長崎誠副会長(新潟)、中島竜一副会长(長岡)が務めました。来賓の新商連・岩沢健副会長、県婦協・飛田野眞紀子副会長、新商連・青木敦志事務局長の3名から今の日本・中小業者の情勢を話してもらいました。



政府は、「戦後最長の景気拡大」としていますが、実態は外需(輸出)主導の景気拡大であるとともに、大企業の内部留保は2012年度の1.28倍の425兆円にのぼり、従業員の名目賃金は1.03倍にとどまっています。

また、この間に明らかになった統計不正問題では、「好景気」の根拠となってきた数字そのものの正当性が問われる事態になっていきます。

新商連青年部協議会  
第38回定期総会



### 日程

- ・4月11日(木) 拡大推進委員会
- ・4月18日(木) 三役会議
- ・4月21日(日) フラワーケーキ講座

そんな中、街中でのシール投票で消費税増税に賛成の10代の人がいました。

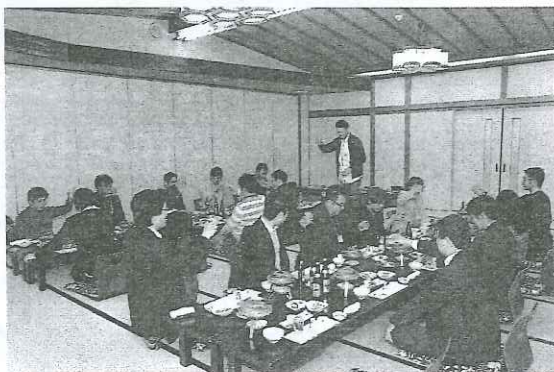
賛成の理由が「国の借金が大変だから」、「社会保障のため」とメディアからの情報のみで判断しているひとが多いことがわかりました。

実際に消費税がどこに使われているのか説明を受けると、考えを変える人もいました。

今回の表彰は、一名以上の部

員拡大が「新発田、新津、新潟、西浦、三条、長岡、魚沼、柏崎、上越」の8民商、その中から民商会員比一割の達成が「三条」、部員数の二割を拡大し増勢は「新発田、魚沼、上越」となり

各民商のがんばりが何え、今後の青年部の活動の飛躍につながるものでした。総会の後、参加者で懇親会を行い、お互いに多くの意見を交換しました。総会を通して多くの交流のできる機会も増やせるようにしていきたいですね。



懇親会

酒を交わしながらお互いの意見を話し合い(上)



総会参加者一同

次回の県青協総会は更に、多くの参加者と共に!(下)



## 建設業許可変更届 作成会

3月29日(金) 民商会館で建設業許可の変更届の作成会が開催され、約70名の会員が集まりました。

この書類は「11条変更届」と言われ、毎年の申告終了後4カ月以内の提出が義務付けられています。未提出に対する罰則はないようですが、本書類が提出されていないと更新(5年に1回)作業を行うことが出来ません。

また添付される「納税証明」は遡って3年分しか発行してもらえず「発行出来ない期間に対しては始末書の提出が必要です」恥ずかしい思いをしない為にも、毎年の対応が必要です。当作成会の案内は100通以上出しており、約3割の会員さんが対応できていません。(法人の会員で会計期間がタイミング悪いものも含む)



忘れずに提出するようにしましょう。

## 料飲支部拡大訪問行動

3月26日(火) 料飲支部で拡大訪問行動を行い6名が参加しました。2名ごとに組をつくって古町7番町から9番町にかけて民商のチラシを200部配布し、対話も行いました。昼の営業もはじめた飲食店は「夜の営業が悪すぎるから昼もやる事にした。お客さんは夜よりも沢山くるけれど売上で考えると厳しい。人手も足りないので求人を出したけれど全く問い合わせがなくて大変、だけど頑張らないと」と話していました。また別の店で

消費税の増税について

対話すると「消費税の増税には絶対に反対! 店でも消費税増税反対署名を書いてもらって必ず中止させる! 古町では店によって格差が広がっている。最近は何もだからと言って集客が見込めるとも限らなくなっている」などの話しが聞かれました。今後も料飲支部で地域の訪問行動を続けて行こうと支部役員もやる気満々です。



## 労働保険事務組合からの お知らせ

委託事業主の皆さん、労働保険(労災・雇用)の年度更新の日程が決まりました。お忙しいと思いますが、更新手続きにお越しく下さい。

4月26日(金) 午前 10:00 ~ 11:30  
午後 13:00 ~ 15:00

5月9日(木) 午後 13:00 ~ 15:00

### 【労災保険】

従業員が仕事や通勤中に災害や事故にあった時保障されます。仕事中に、ケガや病気(障害や死亡も含みます)になった時の医療費や休業補償が受けられます。

### 【雇用保険】

週20時間以上働く労働者は、加入の義務があります。労働者が失業した場合、給与の50~80%の手当が受けられます。

### 【自営業者の特別加入】

中小業者本人や家族が加入できます。自営業者は事故やケガ等の保障がないので是非加入しましょう。

事務組合委託事業所には年度更新の書類を近日中に送付します。記入の上、印鑑も忘れずにご持参願います。

※なお、廃止された(廃止予定)事業所も保険料の確定作業が必要です。必ず手続きをお願いします。ご不明な点は民商事務局までお問い合わせ下さい。

※保険料の納付は振込でお願いしたいと思います。

